

運輸安全・安心通信



今月のテーマ

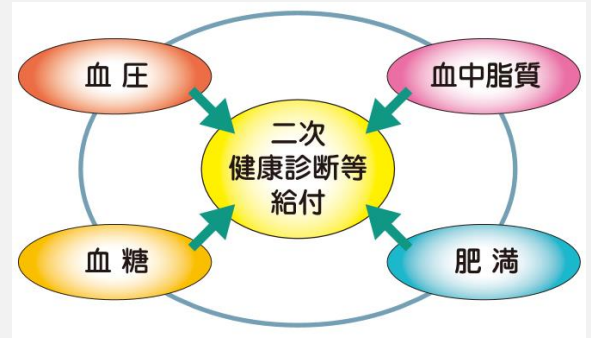
労災の二次健康診断を受けよう



労災の二次健康診断とは？

労災の二次健康診断等給付とは、直近の定期健康診断等の結果、**脳・心臓疾患に関連する4項目(血圧、血中脂質、血糖、肥満)**について、異常の所見があると診断された時に、労災病院または都道府県労働局長が指定する病院・診療所(健診給付病院等)において、**無料**に必要な精密検査や特定保健指導を受けることができる制度です。

※基本的には4項目に異常の所見がある方が対象になりますが、産業医が総合的に判断し、たとえば長時間労働などで異常の所見があると診断した場合でも受けることができます。



二次健康診断等給付について

近年、定期健康診断による有所見率が増加するなど、健康に問題を抱える労働者が増加傾向にあります。業務によるストレスや過重な負荷により、脳血管疾患及び心臓疾患等を発症し、死亡または障害状態に至ったとして労災認定される件数も増加傾向にあります。このような疾患の発症は、本人やその家族はもちろん、企業にとっても重大な問題であり、社会的にも「過労死」等として大きな問題となっています。

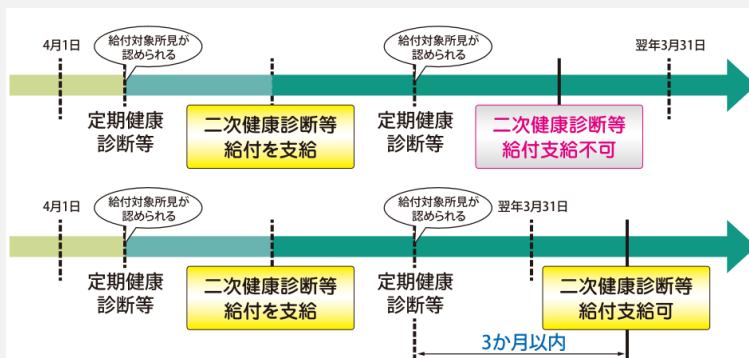
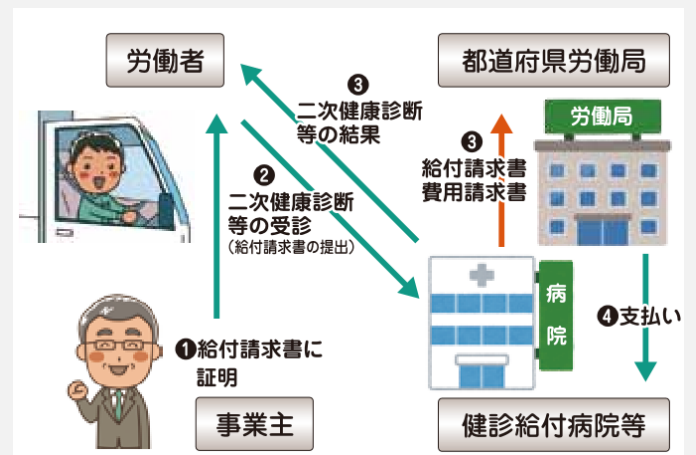
二次健康診断は、医療機関において直接、健康診断・指導そのものを給付するもの(現物給付)です。そのため、受診した方が費用を負担することはありません。また労災保険料にも反映しませんので、しっかり活用しましょう。

流れ

労災病院または都道府県労働局長が指定する病院・診療所(健診給付病院等)において直接、二次健康診断および特定保健指導を無料で受診できます。

請求について

二次健康診断等給付の請求は、**一次診断の受診日から3か月以内**に行うことが必要です。原則、それを過ぎて請求が行われた場合は、受けることができません。また、1年度内で1回のみ受けることができます。



図(全日本トラック協会リーフレットより)

発行者

上杉行政書士事務所 代表 上杉 麻美
神奈川県横浜市旭区左近山16-1 1-30-806
TEL&FAX 045-442-3592

行政書士法人シグマ 代表社員 阪本 浩毅
東京都中央区銀座一丁目13番1号
ヒューリック銀座一丁目ビル4階
TEL 03-6868-7256 FAX 03-6800-3604

ご用命・ご相談がございましたらお気軽にお問合せ下さい

一般社団法人 運輸安全総研トラバス
Mail tb@trubus.org ホームページ <http://trubus.org/>

